

第 1 2 号議案参考資料

議 案 名

桶川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

厚生労働省令で定める基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 桶川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 (改正条例第 1 条関係)

【総則】

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、必要な体制整備等を講じること、及び介護保険等関連情報（介護データベース）を活用し、指定地域密着型サービスの提供を行うよう努めることを一般原則に加えるとともに、項の繰下げを行う。 (第 3 条関係)

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

- ① 引用部分及び字句の整理を行う。 (第 6 条関係)
- ② 虐待防止のための措置を運営規程に定めるとともに、号の繰下げを行う。 (第 3 1 条関係)
- ③ ハラスメント対策を強化する観点から、事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を講じることが義務付ける。 (第 3 2 条関係)
- ④ 感染症や災害の発生時においても、継続的にサービスを提供できる体制を構築するための必要な措置を講じることが義務付ける。

(第32条の2関係)

- ⑤ 感染症の発生及びまん延に対する取組の徹底を求める観点から、必要な措置を講じることを義務付ける。(第33条関係)
- ⑥ 運営規程等の重要事項について、事業所に閲覧可能な形で備え付けることで掲示に代えることを可能とする規定を加える。(第34条関係)
- ⑦ 介護・医療連携推進会議について、テレビ電話等を活用しての実施を認める。(第39条関係)
- ⑧ 虐待の発生又はその再発を防止するための必要な措置を講じることを義務付ける。(第40条の2関係)

【夜間対応型訪問介護】

- ① オペレーターに係る配置基準等を緩和するとともに、字句の整理を行う。(第47条及び第56条関係)
- ② 虐待防止のための措置を運営規程に定めるとともに、号の繰下げを行う。(第55条関係)
- ③ ハラスメント対策を強化する観点から、事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を講じることを義務付ける。(第56条関係)
- ④ 事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合は、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努める旨の規定を加える。(第57条関係)
- ⑤ 引用部分の整理を行う。(第59条関係)

【地域密着型通所介護】

- ① 虐待防止のための措置を運営規程に定めるとともに、号の繰下げを行う。(第59条の12関係)
- ② 認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること及びハラス

メント対策を強化する観点から、事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を講じることを義務付ける。

(第59条の13関係)

③ 災害に対する訓練の実施について、地域住民の参加が得られるよう連携に努める旨の規定を加える。(第59条の15関係)

④ 感染症の発生及びまん延に対する取組の徹底を求める観点から、必要な措置を講じることを義務付ける。(第59条の16関係)

⑤ 運営推進協議会について、テレビ電話等を活用しての実施を認める。(第59条の17関係)

⑥ 引用部分及び字句の整理を行う。

(第59条の20関係)

【共生型地域密着型通所介護】

引用部分の整理を行う。(第59条の20の3関係)

【療養通所介護】

① 虐待防止のための措置を運営規程に定めるとともに、号の繰下げ及び字句の整理を行う。(第59条の34関係)

② サービス提供管理委員会について、テレビ電話等を活用しての実施を認める。(第59条の36関係)

③ 引用部分の整理を行う。(第59条の38関係)

【認知症対応型通所介護】

① 字句の整理を行う。(第64条関係)

② 引用部分の整理を行う。(第65条関係)

③ 管理者の配置基準の緩和を行う。(第66条関係)

④ 虐待防止のための措置を運営規程に定めるとともに、号の繰下げを行う。(第73条関係)

⑤ 引用部分及び字句の整理を行う。(第80条関係)

【小規模多機能型居宅介護】

- ① 人員配置基準の見直しを行う。 (第82条関係)
- ② 引用部分の整理を行う。 (第83条関係)
- ③ サービス担当者会議について、テレビ電話等を活用しての実施を認める。 (第87条関係)
- ④ 虐待防止のための措置を運営規程に定めるとともに、号の繰下げを行う。 (第100条関係)
- ⑤ 引用部分及び字句の整理を行う。 (第108条関係)

【認知症対応型共同生活介護】

- ① 夜勤職員及び計画作成担当者の配置基準を緩和し、サテライト型事業所の基準を創設するとともに、項の繰下げ及び字句の整理を行う。 (第110条関係)
- ② 管理者の配置基準を緩和するとともに、項の繰下げを行う。 (第111条関係)
- ③ 設備に関する基準を緩和する。 (第113条関係)
- ④ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、テレビ電話等を活用しての実施を認め、また、業務効率化の観点から、既存の外部の者による評価に加え、運営推進会議における評価を「第三者による外部評価」とすることを可能にする。 (第117条関係)
- ⑤ サテライト型事業所の管理者の配置基準を緩和する。 (第121条関係)
- ⑥ 虐待防止のための措置を運営規程に定めるとともに、号の繰下げを行う。 (第122条関係)
- ⑦ 認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること及びハラスメント対策を強化する観点から、事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を講じることが義務付ける。

(第123条関係)

- ⑧ 引用部分及び字句の整理を行う。(第128条関係)

【地域密着型特定施設入居者生活介護】

- ① 身体的拘束等の適正化のための委員会について、テレビ電話等を活用しての実施を認める。(第138条関係)

- ② 虐待防止のための措置を運営規程に定めるとともに、号の繰下げを行う。(第145条関係)

- ③ 認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること及びハラスメント対策を強化する観点から、事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を講じることが義務付けられる。

(第146条関係)

- ④ 引用部分及び字句の整理を行う。(第149条関係)

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

- ① 人員配置基準の見直しとともに、現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置を位置付ける。(第151条関係)

- ② 運営基準において実施が求められる委員会等について、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

(第157条、第158条、第171条及び第175条関係)

- ③ 入所者の栄養状態の維持及び改善のため、入所者ごとの栄養管理を計画的に行うことを義務付ける。(第163条の2関係)

- ④ 口腔衛生管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生管理を行うことを義務付ける。(第163条の3関係)

- ⑤ 虐待防止のための措置を運営規程に定めるとともに、号の繰下げを行う。(第168条関係)

- ⑥ 認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること及びハラス

メント対策を強化する観点から、事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を講じることを義務付ける。

(第169条関係)

⑦ 感染症の発生及びまん延に対する取組の徹底を求める観点から、必要な措置を講じることを義務付ける。(第171条関係)

⑧ 事故発生の防止及び発生時の対応のための安全対策の担当者を定めることを義務付ける。(第175条関係)

⑨ 引用部分及び字句の整理を行う。(第177条関係)

【ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設】

① 設備基準の見直しを行う。(第180条関係)

② 身体的拘束等の適正化のための委員会について、テレビ電話等を活用しての実施を認める。(第182条関係)

③ 虐待防止のための措置を運営規程に定めるとともに、号の繰下げを行う。(第186条関係)

④ 認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること及びハラスメント対策を強化する観点から、事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を講じることを義務付ける。

(第187条関係)

⑤ 引用部分及び字句の整理を行う。(第189条関係)

【看護小規模多機能型居宅介護】

引用部分及び字句の整理を行う。(第202条関係)

【雑則】

諸記録の保存、交付等について、電磁的記録による対応を認めるとともに、利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うものについても、電磁的記録による対応を認める。(第203条関係)

(2) 桶川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正

(改正条例第2条関係)

【総則】

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、必要な体制整備等を講じること、及び介護保険等関連情報（介護データベース）を活用し、指定地域密着型介護予防サービスの提供を行うよう努めることを一般原則に加えるとともに、項の繰下げを行う。

(第3条関係)

【介護予防認知症対応型通所介護】

- ① 字句の整理を行う。 (第8条関係)
- ② 引用部分の整理を行う。 (第9条関係)
- ③ 管理者の配置基準の緩和を行う。 (第10条関係)
- ④ 虐待防止のための措置を運営規程に定めるとともに、号の繰下げを行う。 (第27条関係)
- ⑤ 認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること及びハラスメント対策を強化する観点から、事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を講じることが義務付けられる。 (第28条関係)
- ⑥ 感染症や災害の発生時においても、継続的にサービスを提供できる体制を構築するための必要な措置を講じることが義務付けられる。 (第28条の2関係)
- ⑦ 災害に対する訓練の実施について、地域住民の参加が得られるよう連携に努める旨の規定を加える。 (第30条関係)
- ⑧ 感染症の発生及びまん延に対する取組の徹底を求める観点から、

必要な措置を講じるよう義務付ける。(第31条関係)

- ⑨ 運営規程等の重要事項について、事業所に閲覧可能な形で備え付けることで掲示に代えることを可能とする規定を加える。

(第32条関係)

- ⑩ 虐待の発生又はその再発を防止するための必要な措置を講じることを義務付ける。(第37条の2関係)

- ⑪ 運営推進会議について、テレビ電話等を活用しての実施を認めるとともに、事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合は、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努める旨の規定を加える。

(第39条関係)

【介護予防小規模多機能型居宅介護】

- ① 人員配置基準の見直し及び字句の整理を行う。

(第44条関係)

- ② 引用部分の整理を行う。

(第45条関係)

- ③ サービス担当者会議について、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

(第49条関係)

- ④ 虐待防止のための措置を運営規定に定めるとともに、号の繰下げを行う。

(第57条関係)

- ⑤ 引用部分及び字句の整理を行う。

(第65条関係)

【介護予防認知症対応型共同生活介護】

- ① 夜勤職員及び計画作成担当者の配置基準を緩和し、サテライト型事業所の基準を創設するとともに、項の繰下げ及び字句の整理を行う。

(第71条関係)

- ② 管理者の配置基準を緩和するとともに、項の繰下げを行う。

(第72条関係)

- ③ 設備に関する基準を緩和する。

(第74条関係)

- ④ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、テレビ電話等を活用しての実施を認める。（第78条関係）
- ⑤ サテライト型事業所の管理者の配置基準を緩和する。
（第79条関係）
- ⑥ 虐待防止のための措置を運営規程に定めるとともに、号の繰下げを行う。
（第80条関係）
- ⑦ 認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること及びハラスメント対策を強化する観点から、事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を講じることが義務付ける。
（第81条関係）
- ⑧ 引用部分及び字句の整理を行う。
（第86条関係）
- ⑨ 業務効率化の観点から、既存の外部の者による評価に加え、運営推進会議における評価を「第三者による外部評価」とすることを可能にする。
（第87条関係）

【雑則】

諸記録の保存、交付等について、電磁的記録による対応を認めるとともに、利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うものについても、電磁的記録による対応を認める。
（第91条関係）

(3) 桶川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正
（改正条例第3条関係）

- ① 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、必要な体制整備等を講じること、及び介護保険等関連情報（介護データベース）を活用し、指定介護予防支援の提供を行うよう努めることを基本方針に加えるとともに、項の繰下げを行う。

(第2条関係)

② 虐待防止のための措置を運営規程に定めるとともに、号の繰下げを行う。(第18条関係)

③ ハラスメント対策を強化する観点から、事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を講じることを義務付ける。

(第19条関係)

④ 感染症や災害の発生時においても、継続的にサービスを提供できる体制を構築するため、必要な措置を講じることを義務付ける。(第19条の2関係)

⑤ 感染症の発生及びまん延に対する取組の徹底を求める観点から、必要な措置を講じることを義務付ける。(第21条の2関係)

⑥ 運営規程等の重要事項について、事業所に閲覧可能な形で備え付けることで掲示に代えることを可能とする規定を加える。

(第22条関係)

⑦ 虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催等の必要な措置を講じることを義務付ける。(第27条の2関係)

⑧ サービス担当者会議について、テレビ電話等を活用しての実施を認める。(第31条関係)

⑨ 諸記録の保存、交付等について、電磁的記録による対応を認めるとともに、利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うものについても、電磁的記録による対応を認める。

(第34条関係)

(4) 桶川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 (改正条例第4条関係)

① 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、必要な体制整備等を講じること、及び介護保険等関連情報(介護データベース

- ス) を活用し、指定居宅介護支援の提供を行うよう努めることを基本方針に加えるとともに、項の繰下げを行う。(第2条関係)
- ② 指定居宅介護支援事業所の管理者の要件を緩和する。
(第4条関係)
- ③ 居宅サービス計画の公正中立性の確保を図る観点から、事業者が利用者に新たに説明を行う事項を加える。(第5条関係)
- ④ サービス担当者会議について、テレビ電話等を活用しての実施を認めること、及び居宅介護支援事業所について点検及び検証する規定を加えるとともに、号の繰下げを行う。(第14条関係)
- ⑤ 虐待防止のための措置を運営規程に定めるとともに、号の繰下げを行う。
(第19条関係)
- ⑥ ハラスメント対策を強化する観点から、事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を講じることを義務付ける。
(第20条関係)
- ⑦ 感染症や災害の発生時においても、継続的にサービスを提供できる体制を構築するための必要な措置を講じることを義務付ける。
(第20条の2関係)
- ⑧ 感染症の発生及びまん延に対する取組の徹底を求める観点から、必要な措置を講じることを義務付ける。
(第22条の2関係)
- ⑨ 運営規程等の重要事項について、事業所に閲覧可能な形で備え付けることで掲示に代えることを可能とする規定を加える。
(第23条関係)
- ⑩ 虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催等の必要な措置を講じることを義務付ける。(第28条の2関係)
- ⑪ 諸記録の保存、交付等について、電磁的記録による対応を認めるとともに、利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うもの

についても、電磁的記録による対応を認める。(第32条関係)

⑫ 管理者の要件に関する経過措置を延長する。

(附則第2項関係)

⑬ 管理者の要件に関する経過措置について、令和3年4月1日以後の取扱いを規定する。(附則第3項関係)

3 施行期日

令和3年4月1日

4 例規集

(1) 桶川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

第2巻 2, 293ページ

(2) 桶川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

第2巻 2, 297ページ

(3) 桶川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

第2巻 2, 289-101ページ

(4) 桶川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

第2巻 2, 289ページ